

## 宮崎市新庁舎建設基本構想に関する市民検討会設置要綱

## (設置)

第1条 宮崎市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に向けた基本構想の策定に関して、市民及び関係者による幅広い議論を踏まえながら、市としての検討を進めるため、「宮崎市新庁舎建設基本構想に関する市民検討会（以下「基本構想市民検討会」という。）」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 基本構想市民検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新庁舎の建設にあたって策定する基本構想に関すること
- (2) 新庁舎の機能・規模・事業費・財源に関すること
- (3) 新庁舎の「場所」に関すること
- (4) その他市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 基本構想市民検討会は、委員23人以内で組織する。

- 2 委員は、令和2年度から令和3年度にかけて設置した「宮崎市庁舎のあり方に関する市民検討会」委員であった者が属する団体等の長等及び若年者等とし、市長が指名する。
- 3 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 基本構想市民検討会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

## (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (関係者の出席)

第6条 基本構想市民検討会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 基本構想市民検討会の庶務は、総務部管財課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、基本構想市民検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が基本構想市民検討会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。